

令和 8 年 3 月 1 1 日  
指 導 室

## いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

### 1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### 2 事案の概要について

#### (1) 事案ア

① 対象児童・生徒	小学 1 年生 (令和 6 年度)
② 関係児童・生徒	小学 1 年生 1 名 (令和 6 年度)
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和 6 年 10 月 31 日
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	危険なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

#### 【概要】

学校は、対象児童の保護者からの申し立てにより、対象児童に対するいじめについて認知した。関係児童と対象児童は、以前からトラブルがあり、学校が聞き取りを行い、双方への指導を行っていた。関係児童は、危険なことをしたことを認めて対象児童へ謝罪を行った。学校の組織的な対応として、当該児童同士が納得する形で解決をしたり、再発防止に向けた対応をとったりすることが必ずしも十分ではなかった点がある。

対象児童保護者は本件における学校の対応について不信感があり、安心して学校へ通うことが困難と判断し他区へ転出をした。転出後、対象児童は、仲のよい友達ができ学校生活を送っている。関係児童の友人関係は安定しているが、学級担任が継続して見守っている。

## (2) 事案イ

① 対象児童・生徒	小学4年生（令和3年度）
② 関係児童・生徒	小学4年生9名（令和3年度）
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和3年9月～11月
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	冷やかしやからかい、仲間外れをされる。

### 【概要】

学校は、対象児童の保護者からの申し立てにより、対象児童に対するいじめについて認知した。同じ学級の数名が中心となり対象児童を仲間外れにしたグループが作られた。当時、学校は対象児童からの丁寧な聞き取りなどによる事実確認や組織的な対応については十分ではなかった。

対象児童は、5年生に進級後は登校していたが、その後、7月から長期欠席となった。本件いじめがあったことすなわちすぐに不登校になったとまでは一定の期間があるため断じがたいが、本件いじめがその後の学校生活における心理的不安を増大させた可能性はある。対象児童が6年生時の6月からはブリッジスクールに通うことができるようになった。対象児童・関係児童ともにすでに卒業している。